

## 第 26 回「政策推進作業部会」議事概要

日 時 平成 28 年 7 月 28 日 (木) 13 : 35 ~ 15 : 00  
場 所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室  
出席者 委 員 : 常本部会長、阿部委員、石森委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、  
佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員  
事務局 : 松永内閣審議官、對馬内閣審議官、内閣参事官ほか  
傍 聴 : 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省ほか

### 議 事

#### 1. アイヌ総合政策の新たな推進体制について

#### 2. 象徴空間の整備・管理運営に関する一体的な検討体制について

##### ①事務局より次のとおり説明（議題 1、2 を一括で説明）

○ 政府のアイヌ総合政策の新たな推進体制はその基本的考え方として、「アイヌ政策の総合的検討」についての官房長官指示を踏まえ、現行施策の改善方策を含めて幅広くアイヌ政策を検討し、またその際に、若い世代を含め様々な立場のアイヌの人々にとってどのような施策が必要か、固定観念や先入観を取り払い、アイヌに寄り添った先住民族政策を再構築する観点から真のニーズを把握・分析するとしている。本年 5 月に開催されたアイヌ政策推進会議において、象徴空間の目標来場者数 100 万人に向けた整備の方向性が示され、また現行施策の改善方策の検討において法的措置の必要性についても総合的に検討すべきとの提言がなされ、これを受けて官房長官から早急に検討する旨の御発言があったところ。それらを踏まえて、第一に総合的なアイヌ政策を再構築し、第二にアイヌ遺骨の集約や象徴空間の整備等を着実に推進することを目的に、杉田内閣官房副長官を議長とし関係府省庁の事務次官により構成される「アイヌ総合政策推進会議」を開催することとした。そしてその下に、局長級で構成される「幹事会」、更にその下に審議官級で構成される「政策再構築ワーキンググループ」、「アイヌ遺骨ワーキンググループ」、「象徴空間ワーキンググループ」を設置し検討することとしている。「アイヌ総合政策推進会議」については 7 月 22 日に第 1 回を開催し、この新たな推進体制の発足が承認され、併せて「民族共生象徴空間」基本構想の改訂も行われたところ。

この新たな体制による今後の取組について、「政策再構築」はこれまでの生活向上・文化振興施策のレビュー及び様々な立場のアイヌの人々のニーズ把握、海外の事例調査などを実施し、取りまとめを平成 30、31 年度に向けて行い、法的措置の必要性について検討を行う。そしてそのレビューやニーズ把握を踏まえて、可能なものについては前倒して順次実施していくこととしている。「アイヌ遺骨」「象徴空間」については従来の工程表のとおり進めていくとしている。これらの検討の中心が先ほどの 3 つのワーキンググループとなる。

まず「政策再構築ワーキンググループ」の具体的な検討課題だが、大きく 3 つに分けて検討していきたい。1 番目はこれまで実施してきた生活向上関連施策とアイヌ文化振興施策の取組内容について徹底的に評価・検証し、その中から施策の拡充及び新たな施策の必要性を検討する。

2 番目は様々な立場のアイヌの人々に関する実態を把握し、課題を整備する。特にアイヌの若者や女性、差別等を恐れてアイヌであることを周りに打ち明けられないでいる人々等の声を丹念に拾い上げながら、幅広い分野におけるニーズ把握と課題の整理を図ってまいりたい。具体的には、既に関係機関等で実態把握調査が行われているがそれらの検証・分析と、様々な方に対するヒアリングの実施、全国規模の調査も実施したいと考えている。また、アイヌ文化復興に向けた全国的ネットワークの構築についても取り組むほか、既に問題提起されている個別事項の検討、つまり教科書の記述を含む幼児期を含む教育の充実、アイヌ女性の複合差別問題、生活の安定・向上、伝統的漁法等を円滑に実施する制度の運営、アイヌの伝統文化承継のための国有地等の利用、森林認証制度などについても対応していきたい。

3 番目は 2007 年の国連の先住民族権利宣言を踏まえて海外での取組事例を調査・分析したうえで、我が国への適用の可能性を検討してまいりたい。

「アイヌ遺骨ワーキンググループ」及び「象徴空間ワーキンググループ」についてはこれまでも議論してきたところだが、多岐にわたる関係機関、団体との調整が必要になるので引き続き検討課題の

整理を行ってまいりたい。

- 改定された「民族共生象徴空間」基本構想において「中核区域の各施設に加え、関連区域及び広域関連区域を含めて、象徴空間全体が一体となって機能し、年間100万人の受入体制を確立するため、各施設間の機能連携、分担等について一体的に検討する体制を整備する」とされており、この提言を具体化するのが議題2の「象徴空間の整備・管理運営に関する一体的な検討」となる。各機能・施設的具体化にあたっては、基本構想に「多様な人々、幅広い世代がアイヌ文化に親しみ、快適に過ごすことができるよう配慮する。特に、中核区域全体を通じて、子供たちがアイヌ文化に親しみやすい環境を整備する」とされている。また管理運営については象徴空間基本方針において「基本計画及び中期事業計画の策定」「一の運営主体の指定」「関係者による運営協議会の設置」とされ、その具体が基本構想に記載されている。基本構想において運営主体の業務として7つを挙げ、また運営主体の指定については、予法令その他の会計法令を遵守しつつ、7つの業務を一体的に実施するための手法を検討するとともに、それらの業務に関する事業計画、収支計画及び組織体制の素案を検討している。そしてその検討結果に基づき、平成29年度に運営主体に求められる条件を満たす団体を公募し決定し、その上で開業準備活動に着手していく。その際に留意事項として、アイヌ民族博物館についてはその人材及び知見を最大限活用することを前提としている。

これらを検討するために「象徴空間の具体化に向けた検討体制」のうち「一体的な検討体制」を構築する。その全体会合の構成員は、政策推進作業部会委員のうち8名の方々と、関係団体等として北海道、白老町、アイヌ文化振興・研究推進機構、アイヌ民族博物館、北海道アイヌ協会に参画いただき、座長を常本部会長にお願いしたいと考えている。またその下には2つの部会を設置する。ひとつは「体験交流・情報発信検討部会」で、石森委員に座長をお願いし、体験交流や情報発信関係の機能を中心に検討いただき、最終的には運営主体が行う事業計画の素案に繋がるものを検討・提言いただくことを考えている。もうひとつは「多様な参画の確保方策検討部会」、これは北海道大学アイヌ・先住民研究センターの落合准教授、北原准教授に共同座長という形で就任いただき、特に若手のアイヌの人々に参画いただきながら彼らの考え方を拾い上げていき、全体の検討に反映したいと考えている。この2つの部会について、それぞれの構成員を座長や関係する皆様とよく相談させていただいたうえで、早急に決めて会議を立ち上げたい。

「象徴空間の具体化に向けた検討体制」のうちもうひとつは、関係機関・団体間で具体的な事項を調整していく仕組みであり、既に設置されている「象徴空間運営協議会準備会合」「慰霊施設整備に関するラウンドテーブル」「中核区域施設整備ラウンドテーブル」「遺骨等の調査研究に関するラウンドテーブル」により調整を進めているところ。

## ②主な質疑応答（議題1について）

- いつも思っていることだが、アイヌのことを進めるがゆえにここに関係者が80人近くもいること、皆さんが時間をつくって集まってきてくださることにまずは感謝をしたいと思う。今、政府の新しい推進体制の話聞いていて非常にうれしい部分がある。基本的な考え方として「固定観念や先入観を取り払い、アイヌに寄り添った先住民政策を再構築する観点から真のニーズを把握・分析する」と、過去になかったことが進められることはすばらしいことだと思って、私としては本当にお礼しかないところ。固定観念、特に先入観。馬鹿なアイヌだからこのぐらいでいだろうという言葉が、簡単に言うとそれに通じることを過去にはずっと起こってきたことを私は耳で聞いて、肌で感じてきたがゆえに、このことを基本的な考えとすることは本当にありがたく思っている。今朝のNHKで、政府がアイヌ民族の生活・教育支援を目的とした新法の制定に向けて本格的に検討に入ったというニュースが流れた。私としては本当にこのことはうれしく感じて、関係者の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げたいと思う。有識者懇談会には私も出ていたが、文化と象徴のほうが進んでしまって生活が遅れてきたけれども、今、取り組んでくれることに対してありがたく申し述べたいと思う。
- 私も今回、このように進めてくれることに非常に感動している。私たちの先輩が昭和59年からアイヌ民族に関する法律案を要求してきたが、資料に教育、農林漁業、産業振興、生活向上などが記載されていることに対して大変驚いた。各種実態調査の検証・分析、各階層へのヒアリングの実施方法の検討、更に森林認証制度などのアイヌ関係団体から問題提起されている個別事項の検討など具体的に記載されていることについて私も感動している。部会委員の皆様、政府の皆様心から御礼を申し上げ

げたい。

- 新たな推進体制について、これはどれが欠けても駄目であり、全部が一体となって進めなくてはならない。生活向上や文化振興があり、そしてアイヌの認識が高まりアイヌの位置づけも変わるという形で、全部が一体となって連関して推進しなければならない。これだけは特にお願いしたいと思う。
- この新たな推進体制は象徴空間が開設する2020年までのものなのか、或いは恒久的に続けられるものなのか。
  - 行程表においては象徴空間開設に向けてとされているが、その後もアイヌ政策を行う上で必要であれば続けていくものとする。
- アイヌ古来の伝統技術について、ペンダントクラスの彫刻等、小物の製作技術はいくらか継承・発展はされているが、熊彫りから繋がる大型の造形物はほとんど継承できなくなっている。製作の機会がない、売れない、材木加工の機械工具がない、材料がない、先生がいないなどの理由もあると思うが、これらを受け継いでいく人材を育成するためにも、伝統技術継承の仕組み構築について検討していくべきものとする。
- 資料にある「海外の先住民族政策の整理分析と我が国への適用可能性の検討」について、対象国として挙げられているもののなかにアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドがあるが、この4カ国は今では賛成しているが、国連の先住民権利宣言をかつては反対していた。その他に北欧、台湾、中南米とあり、その下に「居留地外の居住者に係る認定制度」と記載されているが、これは日本で言えば何をイメージしているのかお尋ねしたい。
  - わかりやすいのは台湾の例だが、原住民は居留地以外の台北や高雄などの都市部にも住んでおり、そういった人々を原住民としてどう認定し、都会の中でどういった政策がとられているかを調査したいと考えている。
- 北海道には150年前まではアイヌしかいなかったが、現在は46都府県にアイヌが、特に首都圏や大阪にはたくさんいるのだが、そういうことをイメージして書いたのか。認定制度についていろいろと議論があるようだが、明治4年から9年までの6年をかけてつくられた戸籍、当時1万8,000人弱だが、これは今でも取得することができる。このことについて何か疑問があつての記載かとも思ったのだが、そうであれば、認定制度の問題について今後どのように議論するのか。
- アメリカで言えば、先住民は保留地で自治的な体制のもとで生活をしている。しかし実際には半分以上のインディアンは保留地外で生活をしており、それぞれについて異なった政策体系がある。日本の場合は都市居住のインディアンに共通する点があるかと思うので、そのことを視野に入れて検討する必要があると考える。これまで海外事例は保留地を伴う部族制度といったその国特有の体制の紹介が多かったので、日本への適用可能性からするともう少し検討が必要と考える。
- このワーキンググループの設置は画期的なことだと思う。ただ、ここに挙げられている内容を見ると、かなり具体的なことに基づいて検討されることになると思うが、ワーキンググループの顔ぶれを拝見する限り省庁の方々のお集まりという感じだ。だとすれば様々な課題についての情報はどこからあがってきて、それをどのように集約するのか。また、そこでの検討事項はこの作業部会にどのくらいの頻度でどういう手順であがってくるのか確認させていただきたい。
  - 検証作業については、実際に施策を実施しているところにその作業の中核を担っていただき、一方でアイヌの人々の実態把握はどのようにヒアリングを実施すればいいのかを含めて考えた上で、新しい取組を実施する際にはその都度この作業部会にお諮りする必要があるかと思う。ワーキンググループはあくまでも政府内での作業を進めていくものなので、そこで検討したことの妥当性などはきちんと作業部会においてチェックしていただきながら、双方でキャッチボールして政策をつくっていくことを考えている。
- アイヌ総合政策推進会議のもとで検討体制が構築されるその前提は、政府がアイヌ政策を検討し推進していく責任を第一義的に負うということであり、それがこのような形で具体化されていると理解している。その中でアイヌ政策を具体的に推進するにあたっては、政策推進作業部会のようにアイヌ民族の声を十分に聞きながら進める必要がある。政策推進作業部会はサウンディングボードとして重要な意味をこれからも持ち続けるのだと思う。
- 先ほどの居留地の質問や答えを聞いていて、またどこかで私たちは取り残されていくのかという不安が芽生えたのだが、道外のアイヌはまた蚊帳の外で、アイヌ文化振興法のときと一緒に全て私たち

が除外されるのではないかという不安が今、ふつふつと私の中で湧いてきている。

- アメリカの場合には保留地があり、そこを自治的に統治している部族政府に自律的な決定権あるいは施策の執行責任を委ねる形をとっているのだが、日本の場合はおそらくそのようなシステムは難しいので、保留地の外に住んでいる、都市部に住んでいる人々を対象にした施策体系に視野を広げて海外の事例を考える必要があるためそのような書き方になっている。道内と道外を念頭に置いてこのような書き方をしているわけではないと理解している。
- 「民族共生象徴空間」基本構想に「運営主体の指定」とあるが、指定管理者制度を意識したものなのか。
  - 指定管理者制度を意識したものではない。運営主体は少なくとも7つの業務を実施するのだが、その中で文化振興、博物館、遺骨管理などの予算はそれぞれが別となっており、よって所管する省庁も異なる。それを一体的にひとつの運営主体が受託する根拠が必要になるので、関係省庁とこれから協議してまいりたい。
- 先ほど御指摘があったように、この基本的考え方について期待を裏切ることのないよう、事務局及び関係省庁におかれては検討を進めていくことを願います。

### ③主な質疑応答（議題2について）

- 象徴空間の検討について、今まで様々な検討会など立ち上がっているのかと思うが、それらと今回のこの検討体制との関連性はどうなるのか。今までのものは継続されるのか。
  - 従来のもので存続するものと、本日御了解いただいて新たに立ち上げるものの全体像を現段階で整理し示している。
- 今回示されている検討体制において、この中に現れていないが象徴空間に関連して現在も検討を行っている組織はないということか。
  - この検討体制の外で検討しているものもあるが、それらはこの作業部会で検討状況等を説明いただくなどして、一括して全体を見渡せる体制にしていきたいと思う。作業部会のもとで整理する部分については、今回示している検討体制を中心に進めていきたいと考えている。
- 象徴空間に限らずアイヌ政策全体に関わる検討の全体を見渡すのはこの作業部会で行い、その中でも象徴空間の管理運営などに関わる事柄については、この「一体的な検討体制」の全体会合で行うという整理かと思う。
- 高野山の宿坊のように、アイヌの文化を感じ、アイヌの人々と触れ合うことができるアイヌ様式の宿泊施設を象徴空間に整備するべきものとする。観光客の文化を体験したいというニーズに応えるとともに、アイヌ料理を復活させ、更にはアイヌの方々への一定の収入にもなる。

また宿泊施設とは別に、宿泊客とアイヌが囲炉裏を囲んで話をしたり、アイヌのお年寄りからアイヌ古来の昔話などを聴いたりする場も併せて設置していきたい。特に昔話は和人にとっても非常に興味深いものが多く、これらを伝承するという意味でもこのような場は必要と考える。
- 北海道大学キャンパス内に文化庁の博物館設立準備室が設置されており、そこにはアイヌ文化振興・研究推進機構やアイヌ民族博物館などから職員が来ていろいろと検討をしているようだが、北海道アイヌ協会はそこには参画していない。有識者懇談会でも、あるいは国会決議でも言われているが、私たちはある時期に非常に大変な目に遭っている。言葉を禁止されて、宗教も文化も禁止されて、生業である狩猟、漁業、採集も禁止されて、北海道旧土人保護法により農業を強制された。そういう歴史があるから大変なのだと思っっている。博物館は協会は関係ないと言う人もいるが、そういう歴史を博物館にちゃんと展示してくれるのかどうかということは非常に気になる問題。どうしてその準備室に北海道アイヌ協会がないのか。今回、ワーキンググループや全体会合等が設置されたが、北海道アイヌ協会がどのようにそこに行って発言させていただけるのか。博物館を運営するに当たって白老だけでは当然できなく、既に平取や阿寒でもいろいろな活動を行っているが、道内のアイヌ協会や保存会、伝承教室と北海道アイヌ協会が全面的に参画していかなければいけないと思う。北海道アイヌ協会の関与についてはどのように考えているのか。
  - 象徴空間運営協議会準備会合、慰霊施設整備に関するラウンドテーブル、中核区域施設整備ラウンドテーブルなど、いずれも北海道アイヌ協会は団体又は代表者に関わっていただいている。全体会合のもとに今後設置する部会においても、委員構成については北海道アイヌ協会だけではなく、

関東の皆さんも含めて相談した上で参画のあり方はきちんと考えていきたい。

- アイヌの若者や女性の参画についても、その推薦などについて北海道アイヌ協会に相談することを考えていただきたい。
- 象徴空間を扇の要として、全国的なネットワークの構築を進めアイヌに関する取組の裾野を広げるためには、国やアイヌ関係団体に加えて、地元の自治体が積極的に関与することが重要。一方、自治体のアイヌへの取組の体制をみると、生活向上の担当者を置くにとどまるところが大半であり、良くても文化振興のための部署が付け加わっているのが現状。自治体がアイヌ政策を受け身に回るのではなく、産業・観光振興や地域づくりを含めた幅広い取組を戦略的・積極的に進めるためには、そのための体制とスタッフを配置することが不可欠と考える。

白老町や平取町のように首長の直属の組織としてアイヌ政策を担う組織を設けて、まちづくりの基本にアイヌを活かしている自治体とそうではない自治体との間で徐々に格差が広がっているよう思われる。ネットワークの構築のためにはアイヌ政策に積極的に取り組むよう市町村のトップの意識改革とそれを支える体制づくりを図ることも極めて大切なので、是非ともこの点をこの部会から強力に発信していくべきと考える。

### 3. アイヌ遺骨について

#### ①文部科学省より次のとおり説明

- 博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況に関する調査結果について説明する。調査の目的は、アイヌ政策推進会議政策推進作業部会の審議を踏まえて調査を実施させていただいた。調査の時期は、昨年8月に調査票を配付し、平成27年12月25日を回答期限として実施したところ。その後、現地調査等の結果を踏まえ精査を行い、平成28年7月25日の状況を取りまとめたもの。なお、一部の施設については引き続き調査を続けている。調査の対象は、国立の博物館、都道府県、市町村立博物館及び民間の博物館等の施設が5,558施設となっており、博物館のうち動物園、植物園、動植物園、水族館は除いている。野外の博物館については、道内のみの調査とし、更に北海道については博物館以外にアイヌ史関連資料を収集、保管されている施設についても調査を実施した。なお、国公立の大学、国公立、私立大学、公私立短期大学及び大共利用機関法人に附属する博物館については既に調査済みなので除いている。

※調査内容については精査中のため略。

#### ②主な質疑応答

- 遺骨の帰属年代を「江戸時代以前」「江戸時代頃から明治時代」と分けているが、「江戸時代以前」というのは1867年以前ということか。これは年代が確定しているのか。
  - 調査票上江戸時代という形の記述がある。
- どうして1867年以前という年代がわかるのか。1867年以前と全体をまとめてならわかるが、「江戸時代以前」「江戸時代から明治時代」という年代の把握の仕方に少し疑問がある。

また「文化財認定の有無」について、遺骨がどうして文化財認定されるのかを御説明いただきたい。もう少しわかりやすい説明が必要ではないかと思う。
- 文化財の認定は、多くの場合、公共工事が行われた際に文化財と思われるものが発見されたらまずは警察署長に届け出て、そして警察署長が都道府県に文化財であるかどうかの鑑定を求めることになる。それが文化財として認められると、仮に帰属する方がいない場合には都道府県に所有権が移行することになり、そうではない場合はその持ち主に権利があるという形で進められることになる。
- これは博物館あるいは博物館相当施設での所蔵品だと思う。遺骨は展示されていない、副葬品については一部展示されているものもあるとのことであり、一部展示されていた墓標があったのを私は見たことがある。それらは博物館の展示物として登録されているのか。大学への調査も含めて、文化財保護法と博物館法など、保管されている遺骨などはどういう位置づけで保管、登録されているのか。それによってこれらを集約する手続も関係してくると思う。あわせて教育委員会との関係も発生してくると思うが、今後、遺骨の保管状況を把握した後、どのような展開で集約を図っていくのか、どう整理していくのかをお聞きしたい。

- 本日は博物館等の保管状況について報告しているところだが、作業部会での御意見も踏まえながら、道教委とも連携してどのような形で集約に向けて取り組んでいくのか、検討してまいりたい。
- おそらくこれはなんらかの経緯で遺骨等を保持していた方が、教育委員会なり博物館にそれを持ち込んだりしたケースもあるだろうし、そのようなもろもろの形で博物館なり相当施設が集約場所になっているという経緯もあるかと思う。しかし今のままだと、またそのような形で博物館などに集まってしまう。これは法的にはどういう位置づけなのか、そしてアイヌ遺骨をどのような形で各自自治体あるいは教育委員会に指導し整理していくのか。これは大学に保持しているものも同じ。法律に定められていない独自で掘った骨もあるので、それらの対応を非常に危惧している。
 

北海道アイヌ協会に海外にもアイヌ遺骨があるという情報が入ってきており、資料に基づいた確かな裏づけもある。ドイツやロシアにあわせて75体ぐらいあると聞いている。遺骨は日本から行っているのだから、国から国への返還という形になるだろうし、先ほど申し上げた教育委員会との関係もあるので、それらを踏まえて今後の検討をお願いしたい。
- 調査報告を見ると大部分が調査発掘による人骨となっている。北海道で発掘されたものは一般的には札幌医科大学に入っていくのだが、そうではない場合には地方の文化財センターや博物館に入っていくことになっているはずなので、発掘時の事情に関しては、おそらく札幌医科大学のケースとかなり同じ部分があるのだろう。発掘調査によって得られたものに関しては、報告書に書いてあるのでわかっていることが多いのだと思うが、それ以外の記録のないものは、実際にこれがアイヌの人骨なのかどうか、それが何で担保されているのかがわかっていないのだと考えられる。各博物館には人類学の専門家がいないので、それが果たして本当にアイヌの人骨なのか、あるいは和人なのか、時代をもう少し突き詰めることができるのかといったことがまだわからない状態のものがあると思う。この部分をもう少しきちんと精査する必要があるのではないかと。
 

また、短期間での調査なので、どうしてもこの後、またアイヌの人骨と考えられる人骨が出てくる可能性もあるのだから、それを引き受けるような、情報を得るようなシステムは残していただくことが重要かと思う。
- 以前に私の田舎の資料館にアイヌ遺骨があったという話をしたが、ここに盛り込まれていないというのを一から確認していただきたい。それともうひとつ、先日、とあるところで、ある大学を卒業したという男性と女性が偶然私の目の前で会話をしだしたのだが、その方たちの会話の中に私がいたのでアイヌの話になって、アイヌの遺骨云々という話をちらっとした。私が真剣に聞き出したら2人ともそこで黙りこくってしまってそれ以上の話は聞けなかったのだが、今まで私はアイヌの遺骨は医学部があるところというイメージだけでずっと漠然と考えていたのが、意外や意外、そういうところにも隠れているのだなという会話を聞いてしまったので、もう一度その辺も調べ直していただかないと後で悔やまれることが多々出てくるのではないかという気がする。せっかく報告に来てくださった方にもう一つ二つ仕事を増やさせて申し訳ないが、その辺もきっちり調べ直していただきたいという要望と、あとは私がずっと聞き続けている資料館もわかるようなお答えをいただけるような努力をしていただきたい。
  - 御指摘の資料館についても確認を取ったが、アイヌ遺骨はないということが資料館側の回答であった。今回はそのような形で報告させていただいている。
- ありませんという回答がありましたので終わらせられると、目撃したと言いつづけている私が嘘つきみたいなので、もうちょっと掘り下げていただきたいと思う。
- 遺骨の帰属年代について先ほどの指摘があったが、「江戸時代以前」「江戸時代頃から明治時代」というのはどういうことなのか。同じことではないのか。
  - 歴史的なものであり、博物館がおよそこのあたりという幅を持たせて回答しているので、どうしてもその整理が重複するところが出てきてしまう。
- それはおかしいと思う。調査の仕方がおかしいのではないかと。
  - 遺骨が何年ごろのものであるかを科学的に特定する技術が少なくとも博物館にはないので、幅を持たせてそのあたりの年代に亡くなられた方の遺骨と回答されているのがその理由となっている。
- そもそもアイヌかどうかの確定も含めて問題の根は同じかと思う。ここでの調査はあくまで各館においてどう認識されているのかであって、帰属年代についても各館がそれぞれ認識している形で回答しているのだと思う。そうすると、どうしても館によっては答え方がずれることは避けられないのか

と思う。

- 今、大学の遺骨は返還する、集約する方向で進めていると思うが、博物館についてはどうなのか。一時、大学でも、これは大学の骨なので返さないというような話も聞いており、博物館においてもこれは文化財だから博物館のものだというような話を噂として聞くのだが、どうなのか。
- 本日は博物館にある現況についての報告なので、それについて今後どう扱うかについては各館の考え方を聴取するなど必要な情報を整理した上で、改めて次回以降の部会で議論させていただきたい。
- 調査にあたって遺骨を返すとか返さないとか、そういうことを言わないようにしたほうがいいと思う。そういう話はアイヌに入ってくる。大学にもそういう噂がある。そういうことは言わないようにしないと、聞いているほうは何だと思ってしまう。
- 北海道以外での都府県についての調査は完了したということでもいいか。
  - 全国的に実施した。

#### 4. その他

- 昨日の道新の「読者の声」に、「遺骨返還 一個人の謝罪」という記事が掲載されていた。簡単に言うと、アイヌ民族の友人に誘われて杵臼に行き、無断で墓地から人骨等を掘ったことはきちんと謝らなければだめだろうということを、投稿した大久保フヨさんという方が言っている。この方は関係者ではないけれども、杵臼の遺骨再埋葬の儀式に出席した。そこで北大の代表としてではなく北大の人間として謝った方がいて、頭を床につけるようにして何度も謝った。北大が組織として謝罪する日を願うと記事を投稿した方は言っている。今、博物館への調査で新たに遺骨が出てきている。海外にも出てきている。これからもまだ出てくる可能性がある。だったらその入れ物をどうするかということに繋がると思う。そして入れ物とあわせて、ばらばらになっている遺骨をどのような基準で、そのための施設をどうするのか。海外にそのようなことをきちんとやれと言ってもできないと思う。大学も、何十大学あってもできないと思う。それをやる人がいない。そうであるなら、するようにするのが国の責任だと思う。これはどこの責任かと言ったら、人類学や優生学の発展のために国策で行ったことに由来するのだから。国として責任を持って元に戻すことが役割だと私は思う。それがゆえに、私は今日の資料を本当にありがたく読んでいた。真のニーズを把握するというのはこのことだと思う。アイヌだからこの程度でいいとかそういう問題ではない。イギリスにもあるということで、このことはまだきちんと解明されていないことは皆さんも知っていると思う。でも多分、イギリスからも出てくると言っておりますので、そういうことになると、慰霊施設の規模にも関係する。同時に、そこでどういう作業をするか、作業の施設にも関係する。それをないがしろにすると、小さくなってしまって何が何だかわからなくなってしまうたら私としては困る。なので今からこのことを確認しておきたい。海外に遺骨があるということは、国と国との外交問題であるから、このこともきちんとしておきたいなとも思うし、集約して終わりではないということ。集約、集約という言葉が先に走るけれども、これで集約して終わりではないから、きちんとそのこともどうするのかここで確認したいと思う。何とんでも優生学の研究がもとで始まった話なので、そのことをきちんと頭のもとに置いておいて、国に積極的にこのことをやってもらいたいと思う。その積極性が見えない。何とか小さくしよう、小さくしようという話しか見えない。そうではなくて、世界から誰が見ても、ああ、日本はきちんと先住民族のことをやっているのだという、その仕草を見せるような積極的な姿勢を私は求めたい。

(以上)